

「国と地方の協議の場」(第14回)終了後の地方六団体会長共同記者会見
概要

日 時：平成 17 年 12 月 1 日 (木) 11:30 ~ 12:10

場 所：都道府県会館 6 階知事室

会見者：全国知事会会長	麻生 渡
：全国都道府県議会議長会会長	島田 明
：全国市長会会長	山出 保
：全国市議会議長会会長	国松 誠
：全国町村会会長	山本 文男
：全国町村議会議長会会長	川股 博

麻生全国知事会会長

今朝の国と地方の協議であるが、取りまとめられた政府与党合意について、主要なポイントについて、安倍官房長官から話があった。中身は皆さんがご覧になっているペーパーのとおり。特に安倍官房長官の説明で新しいことはなかった。総括的に 3 兆円の税源移譲、大型かつ基幹税制で行うということは、地方分権上の大きな推進である。それから施設費が入ったということについても、我々の強い主張が入ったということで良かった。生活保護費については、途中で危機的な状況になったが、最終的に対象外となり良かった。しかし、義務教育については 8,500 億円を削減することになったが、その後のやり方として 3 分の 1 の負担を小学校、中学校で共通して行うということについては、一般財源化の主張に沿うものではなく残念である。その他に、補助金、負担金の具体的な削減内容は、地方案からとるということになっていたが、実際には金額ベースで見ると 38% ぐらいになってしまった。しかもそれが負担率の変更という本来我々が求めている地方の創意工夫を活かす、自由度を高めるということにならなければならないが、その目標から見ると不十分であるという考えである。以上が全体的評価である。

また地方交付税について、政府与党合意で触れられているが、これについてはかねて 18 年度までについては所要額を確保するという事になっているのでこれを守ってもらいたい。そしてまた今後の地方分権改革については、地方分権の改革に向けた改革には終わりはないということを政府与党合意で明示している。このようなことから、今後とも分権改革を進め、については、「国と地方の協議の場」を今後とも持ち続けて、さらに制度化をするということを目指してやってもらいたいという話をした。今日の追加的な最後の成果は、安倍官房長官から、「国と地方の協議の場」を今後とも継続してやっていこうという方針が明確に示されたことである。

山出全国市長会会長

私からも、施設整備に風穴が開いた、また生活保護については対象の外に置くということで、3兆円の税源移譲が出来たということで評価をしたい。

麻生会長が言ったように、補助率を下げるということもあったので、地方の自由度を高めるということにはならなかったという点で課題を残した。同時に国と地方の事務のあり方、法定受託事務、自治事務等には一つの論理があって、そこから負担割合というのは決められている。負担割合には意味や思想があるのに度外視されたといった点で、これからも引き続きこうした課題の解決に向けて努力をしていきたいと申し上げた。

国庫補助負担金改革というのは、地方の自由度を増すということがあるわけだが、同時に国と地方の二重行政をなくしていくということがあり、小さな政府を作っていくということに繋がっていく。また国庫補助負担金改革は、人員を減らすということを通じて小さな政府を作っていくことに繋がるので、そういう意味で補助金改革というのは大変大事である。第2期改革に繋げていきたい。

それから、地方交付税について、論議の過程で用途が特定されているような考え方が出てきたが、地方交付税というのは本来用途が特定されていない。一般財源である。今日まで、地方の固有財源と言われてきており、地方交付税の持つ財源調整機能、財源保障機能というのは、地方交付税の本質である。そういう意味から、地方交付税を大事にしなければならないと思っている。ここ数年の傾向であるが、例えば、平成11年度と平成17年度を比べると地方交付税額は4兆円減っている。なおかつ、補助金廃止が4兆円、税源移譲が3兆円というとその差である1兆円は、地方の改革努力に期待をされている。この点は地方にとって大変厳しい状況に置かれており、改革をしていかなければならないという大きな責任を背負っている。税源移譲というのは、所得税から個人住民税に置き換えるということであるが、地方交付税原資の中に所得税が包含されているので、そうすると地方交付税原資が減ることになるので、ここは財源保障機能や財源調整機能を重視するという立場に立てば、地方交付税率の引上げは大きなテーマになる。私からも、国と地方の協議の場というのは、今までなかったものであって、地方の側が自分達の考え方、仕事の状況とかを主張し、そうしたことを国に分かってもらえる貴重な場であるので、是非国と地方の協議の場は引き続いていってほしい。

山本全国町村会会長

今回の三位一体の財政改革は、点数評価は難しいと思う。3兆円の税源移譲を行うということは画期的なことであり、将来の地方の財政運営上の良い影響

を与えようと思う。ただ、私達は、三位一体の財政改革で地方分権を促進したいという狙いがあった。特にその地方分権で有効的にやれるのは義務教育と想っていた。中学校の分が 8,500 億円これを移譲することによって、中学校の方は既に退職手当、共済の手当については既に移譲しているので、残っているのが、8,500 億円分の教職員給与のみである。これは全体の中学校分の給与分の 2 分の 1 を一般財源化することによって、中学校が出てくれば地方の自由裁量を重視して運営する事ができると思っていた。まず中学校が地方でやれるということが一つ、地方でやれるということは、従来 of 国の管理下に置かれた教育でなくて、地方の裁量によって義務教育をやっていくことができる。住民の皆さんも一緒になって良い新しい義務教育のやり方が生まれると思っている。それによって住民参加の義務教育を実施していくことになれば、住民の皆さん達も地方分権に対して、新しい認識をしてくれるだろう。これを一つのモデルとして、地方分権を促進していけば、自立への道が近まる事が出来ると想っていたが、残念ながら、それは想いだけであって、結局国が負担している給与費の 2 分の 1 について、その 2 兆 5 千億円のうちの 3 分の 1 の 8,500 億円を地方に移す。ちょうど中学校分の 2 分の 1 が 8,500 億円で、全部の 2 兆 5 千億円の 3 分の 1 が 8,500 億円になるから、数字だけの移動で終わった。地方が望んでいたような形に出来なかったのが心残りであるが、改革というのはいつの時代もやらなければならないので、できるだけ早い時期に地方分権を促進するために義務教育についても十分な関心を持つことが大事である。結果として、色々な問題もあったが、残りの 6,000 億円相当については移譲することになったので、3 兆円の税源移譲が出来るようになり成果は高いものである。しかし、それで満足し得るものではない。満足の陰に弱小の町村があるので、弱小の町村がそのことで埋没しないようにすることが大事である。したがって、税源移譲が埋没を促進することのないように、埋没を防止するようなことを考えていただく必要がある。国側もその点十分配慮して検討していただけたらと思う。もし埋没しそうなになったら、地方交付税を有効にこれからも活用していくことが必要。したがって三位一体だから地方交付税を見直すことは当然だということと言われる方がたくさんいるが、地方交付税は見直すことによって良くなることではない。有効に地方が十分な行政サービスが出来るような地方交付税でなければならない。地方交付税というものに国側も十分に力をいれて対応していただくようお願いしたい。そうしないとせっかく長時間かかって、協議をした三位一体の財政改革の成果を負うことができない。そのために格差や偏りを作ってはならない。それからもう一つは地方分権はどんなことがあってもさらに強力に進めていくため、地方六団体は検討をしながら国との折衝を進めていくことが必要である。

島田全国都道府県議会議長会会長

私の方からは二つのことをお願いした。一つは、今回の対応については、地方分権の今後の展望を拓く第一歩である。今から継続をして、これを実行していただきたい。もう一つは、地方交付税については具体的に触れてはいないけれども、平成 18 年度は是非財政運営上必要な地方交付税の総額を確保していただきたい。この二つをお願いした。最後に私は、今三執行団体会長らが言ったが、我々も傲慢なところもあるが、しかし私は総じてこれだけのことを勝ち取ったということは、地方六団体の結束が堅かったからここまで行ったと思う。これから先も地方六団体一致団結して地方分権に向けてやっていきたいと思う。

国松全国市議会議長会会長

国と地方の協議の場を設けていただいたことに感謝したい。同時に、我々の意見を全部ではないが聞き入れてもらったことについても、御礼を申し上げたい。ただ、政府与党の先程麻生会長の話の中で、地方の自立と責任において、まだまだ不十分である。第 2 期改革に向けて、この場を引き続き設けていただきたい。後に総務大臣と会う機会があり、一つ申し上げたのが、行革では、特に公務員改革を言っておられるが、国が補助金を地方に譲ることによって、一つの部局がいらなくなってしまう。もし、そういう事態を招くのであれば、政府の方で前もって省内改革を長期スパンで徹底してやらないと、なかなかこの補助金の問題も片づかないと申し上げた。

川股全国町村議会議長会会長

私の方からは、町村合併という一つのリストラに大変町村は苦労している。今後も続くであろうと予測している。今回の結論だけではなく、真の地方分権から見てまだまだ課題が多い。これからも引き続き地方分権改革を強力進めていきたいと申し上げた。

麻生全国知事会会長

「新地方分権構想検討委員会（仮称）」を作る。これは、今後、国と地方の協議の場も継続されて行われるわけだが、いわゆる 19 年度以降の 2 期改革についてどのように進めていくか、もちろん我々内部でそれぞれ議論をするわけだが、皆さんの色々な外部の意見も聞いて、作り上げ実行していきたい。そのために検討委員会を置く。15 名程度委員を置き、12 月に活動を開始する。もう一つの点は、生活保護の問題について、この政府与党合意の中で生活保護の適正化のについての考え方が示されている。先程官房長官と、川崎厚生労働大臣と私と市長会会長との間で、ここに書かれている方向でやっていこうと改め

て確認をした。

- - - - - 質疑・応答 - - - - -

A 社

「新地方分権構想検討委員会（仮称）」について、改めて麻生会長からこの委員会に対する想いと、具体的にどういう論点で議論を交わしていくのか。

麻生全国知事会会長

さっき言ったように、19 年度以降の 2 期改革を進めていく。もちろんそれは何を中身としてやっていくか、どういう戦略でやっていくか、もちろん我々内部で検討していくけれども、外部の色々な有識者の意見を聴きながら、幅広い支持の得られるような目標設定・手段そしてまたそれについての国民の共感を得る方法等を含めて方針を作り出していきたい。

B 社

官房長官から、「国と地方の協議の場」を継続するという話があったが、これは常設のものと考えて良いのか。もしくは随時開かれるとの認識か。

また、今回の結果を受けて、各地方の首長から良かったという一方で、不満だという声も聞こえてくるのだが、その点について会長としてどのようにお考えか。

麻生全国知事会会長

第一の点は、常設だと思う。どのように開いていくかということについては、これはその時に必要なテーマがなければやっても意味がないので、そのテーマに応じて開催をしていくと思う。

二番目の点については、各知事あるいは関係首長から色々な反論が出てきている。一番不満あるいは批判の点は、三位一体改革の本来の目的は、地方の政策あるいは制度の執行上の自由度を増やして、地域にあった満足度の高い行政を展開できることを目標にしている。金額的には大きなものになったが、その中には負担率の単純な変更等が相当多く含まれている。それでは本来の目的にそった改革という点からみれば、評価できないのではないかという点に不満や批判が集中している。それは私はそのとおりであると思う。今回の中身を見ると、我々が最も嫌っていた単純な負担率の変更という部分が相当あるので、誠に残念である。

C 社

今の負担率の変更ということに関連して、義務教育費について 2 分の 1 から

3分の1ということで、結局これでは自由裁量がそれほど増すとは思えない。文部科学省としてこれ以上譲る気はないと、これが恒久措置であると主張しているが、地方六団体の方として第2期改革も含めてどのようにお考えか。一般財源化をまだ求めていくという考え方は今の時点ではあるのか。

麻生全国知事会会長

我々の考え方としては、義務教育の負担の問題については、今残されているのは給与だけであり、それ以前にやったのは先生の退職金を一般財源化し、それ以前にも他の費用についても一般財源化しており、この流れを続けていくことが必要であると思う。したがって、一般財源化していくことが必要であるということは変わるものではない。今後、こういう考え方をどのような形で実現していくかについては、今申し上げたような新構想検討をしていく中で具体的方法論を考えていかなければならない。また、今回の一連の議論を通じて、明確に進んだのは教育の分権化というのは非常に大事であるということで、それが大きな流れとして定着しつつあるという点であるので、これを推進していくことを考える。

山出全国市長会会長

私は、戦前戦後を通じて、分権運動の時期というのは何回かあったと思う。しかし、3兆円の税源移譲を実現できたのというのは意味のあることで、ここまで来たので、この灯は消してはならない。昨日の政府与党合意の中に、「地方分権に向けた改革に終わりはない」という表現がある。官房長官も「国と地方の協議の場」をしっかりと継続していきたいという発言もあった。政府与党の合意、官房長官の発言から灯は消さないよという担保をいただいた。また先程麻生会長の方から、分権構想の検討委員会を作るという提言を出されたわけだが、私は分権の運動というのは、絶対にある時期で終わるということとはしてはならない。絶えず世の中に対して主張し続けていかなければならないという意味からして、新しい分権構想を作る委員会を設けるということの意味を皆さんに知っていただきたい。当然の事ながら、これからの長期戦略をどうするかということも含まれてくると思うし、国と地方の基本的な在り方あるいはこれを支える税財政の仕組み、こういうことも議論をしていかなければならない。議論し続けることに意義がある。この灯を消したら終わりである。歴史の今までの事実は繰り返すことに意味を求めていかなければいけない。

D社

先程、官房長官と厚生労働省との間で、生活保護の適正化の確認をされたということだったが、何か文書を交わされたのか。

麻生全国知事会会長

この政府与党合意の社会保障というところがあるが、後段のパラグラフ、生活保護の適正化に向けて、ここと全く同じ文書で交わしている。

C社

それは署名されたのか

麻生全国知事会会長

はい。

E社

第2期改革について、政府側から何か言及はあったのか。

麻生全国知事会会長

これはもう政府側は明確に2期改革をやると言っている。「2期改革」という言葉は使っていないけれども、地方分権改革に終わりはないと言っている。

E社

今日の協議の場では発言はなかったのか。官房長官とか。

山出全国市長会会長

いや、この書類が提示されているので。

麻生全国知事会会長

私もこれを引用して、終わりはないということで、今後もやっていくんだと。強いては、国の協議もきちんとやってもらいたいということを書いて、国の協議を続けてやるんだということだから。「2期改革」という言葉は使われてなかったが、しかし分権改革を今後とも進めていくんだという意味では明確な確認がなされている。

F社

地方分権改革の成果をどのように示していくか。例えば裁量に繋がるものが少なく、改革の効果が上がったとか上がらなかったとか、各市町村にこういう取組みをしたとか。その辺について、どのように考えているか。

もう一点は、義務教育費国庫負担金について、先程六団体の会長から結束が堅かったという話があったが、私はやはり現場を見て、負担金の維持とか色々な違う意見を言っておられたという意見の違いがあったと思うが、これからも

う一度、一般財源化を目指される中で知事会なり地方六団体の中で意思統一を図るのか。その辺について。

麻生全国知事会会長

第一点目について、それは整理してやっていかなければならない。それは決算が出るまで待つておく必要はないので。どの分野でどのような変化が起こるかは分かるので、それを出来るだけ分かりやすく示さなければならない。

もう一点の方は、我々の社会は色々な意見がある。色々な意見があるから足並みが乱れているとかそういう受け止め方をするのではなく、そういうような多様な意見の中で最大公約数を取りながらやっていくんだという考えである。知事会議なんかで猛烈に議論をして、議論したらすぐ足並みが乱れてごたごたしているという受取り方はおかしい。教育のそもそもの考えかたというのは色々あるのだから、そういうものをベースに議論がスタートしている訳であるし。

G社

検討委員会について、今月から1年間ということであるが、次のターゲットとして、「骨太の方針 2006」に第2期改革をどう書いてもらうのかということがあると思うが、中間的な取りまとめがあるのか。

それからメンバーが有識者中心に15人程度であるが、これは地方六団体の構成メンバーである議長や首長が入るのか。それとも学者だけであるか。また委員長はもう決まっているのか。

麻生全国知事会会長

第一の点は、一つの大きな狙いは、6月に取りまとめられる骨太の改革方針に、我々の19年度以降の分権改革の構想がきちんと位置づけられるかどうか非常に大事である。したがって、設置期間は1年間であるけれども、その骨太の方針に備えて、我々の立場を明確にし、また主張していくため中間報告を求めるということを考えている。

それから二つ目に、学識経験者は我々が入るわけではない。我々の外の方である。委員長も決まっていなない。

H社

補助金負担率について、引き下げは多かったということと、地方の改革案の全体に対する比率が38.4%となったということで、今までの様々な総括的な話になるが、地方側が国からあまり信用されていないとは感じるか。

麻生全国知事会会長

地方側が信用されていないというのは適切ではなくて、絶対話したくないというのが真実である。信用するとかしないとかを超えている。

G社

今日の政府与党案について、国から冒頭官房長官の話で、説明というお話であったわけで、本来の国の政策決定プロセスの中に地方が参加するということであると、要するに、あるべき論としては地方が了承した後で正式に決定するのが理想かなと思うが、その辺は会長はいかがお考えか。

麻生全国知事会会長

それは、公式の非常に基本的な問題。我々は国と協議をしている。色々な意見を出し合い、改革の中身を詰めている。出来上がった姿は政府と与党が合意をしたという形でできており、政府、与党と地方という三者関係になっていない。これは今後こういう分権についての意思決定の議論、それからその決定の形式、これについて政府与党、実体的には中身について事前にやっているわけだが、形式的にはこういう格好になっている。これで本当によいのかということになるが、本当は三者合意に持っていくというのが本当の姿だと思う。なかなかまだそういう状況になっていない。実質的な協議をするところをきちんと定着はするという先程の国と地方の協議の場の制度化、これになっているということである。その先は意思決定、制度改革について、三者合意ということになっていくということは、今後の我々の課題である。

C社

今の制度化ということについて、そこは法制化を含めてということか。

麻生全国知事会会長

それは、法制化を含めてとか含めないとかということを経済化の中でまだ定義していない。最終的には法制化ということは必要であるかもわからないが、法制化ということになると色々別の難しい問題があって、かえって動きがとれなくなる可能性がある。我々は今この制度化という中身を厳密に定義して、法律上位置づけるということまでは、まだ明確な態度にしていない。

以上